

船橋市施設入所者就職支度金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援事業（以下「就労移行支援事業」という。）又は同条14項に規定する就労継続支援事業（以下「就労継続支援事業」という。）を利用し、就職等により自立する者に対し、就職支度金を支給することにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「施設入所者就職支度金」とは、就職に必要な生活用品の購入費をいう。

(支給対象者)

第3条 施設入所者就職支度金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市において法第19条第1項の規定による支給決定を受けた者のうち、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用している者
- (2) 法第29条第3項第2号に規定する家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額が零となる者
- (3) 就職又は自営により就労移行支援事業又は就労継続支援事業に係る指定障害福祉サービス事業所を退所することとなった者

2 前項の規定に関わらず、同一の就労において船橋市心身障害者新規就労支度金の支給に関する規則（昭和56年船橋市規則第35号）に規定する、新規就労支度金の支給を受けたものは、施設入所者就職支度金の支給を受けることができない。

(就職の要件)

第4条 この要綱において「就職」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 雇用主との雇用契約等があること（厚生労働省が別に定めるトライアル雇用、試用又は就労体験を除く。）。
- (2) 雇用期間の定めがある場合は、当該雇用期間が1か月以上であること。
- (3) 週平均労働時間が20時間以上であること。ただし、重度障害により長時間の労働に耐えられないと認められる場合はこの限りではない。

(支給の申請)

第5条 施設入所者就職支度金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市施設入所者就職支度金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、就職した日から1年以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 就職することを証する書面又は自営に係る事業計画書等の書面
- (2) 申請者が負担した就職に必要な生活用品の購入に係る領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を船橋市施設入所者就職支度金支給可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給額）

第6条 市長は、前条の規定により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、3万6千円を限度として、施設入所者就職支度金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、施設入所者就職支度金の支給の対象となる者であって既にこの要綱による施設入所者就職支度金の支給を受けているものについては、支給しない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年３月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第1号様式

船橋市施設入所者就職支度金支給申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
氏名

施設入所者就職支度金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名	印			
		居住地			
身体障害者 手 帳 番 号		療 育 手 帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号	
難病等の疾患名					
更生訓練を受 けていた事業所	名 称				
	所在地				
利 用 期 間	年 月 日入所 年 月 日退所予定				
就職先等の内容	所 在 地				
	名 称				
	主な業務内容				
備考					

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市施設入所者就職支度金支給可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった施設入所者就職支度金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給する。

支給決定額 円

2 支給しない。

理由